

この書面は、金融商品取引法および銀行法等に基づき、元本割れなどの可能性がある仕組預金のお取引の前に、お客さまへ交付しております。

じぶん銀行

基準日：2015年4月27日現在

仕組預金

ステップアップ定期預金10年

契約締結前交付書面

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面です)

この書面の内容をよくお読みいただき、十分ご理解のうえお申込みください。

「ステップアップ定期預金10年」は、当行が満期の繰上を決定した場合に、預入期間が当初満期日までの10年間から繰上満期日までの5年間に短縮される円仕組預金です。

この預金は、当行に選択権のある「満期繰上(預入期間の短縮)に関する特約」が組込まれており、その対価として、比較的高めの金利が設定されています。

この預金は原則として中途解約ができません。

上記の通り、お預入開始時点では最終的な満期日が5年後と10年後のいずれになるのか、確定していないため、必ず10年間の運用が可能な余裕資金でお預入れください。

満期繰上

- ・ 経済情勢の変化等により、お預入れから 5 年経過時点での市場金利が低下しており、この預金の後半金利 (=6 年目以降に適用される金利) よりも低くなっている場合は、満期日が繰上がる可能性が高くなります。この場合、お客さまは後半金利での運用ができなくなります。
- ・ 逆に、お預入れから 5 年経過時点での市場金利が上昇しており、この預金の後半金利よりも高くなっている場合は、満期日は繰上がらない可能性が高くなります。仕組預金は原則として中途解約ができませんので、この場合、お客さまはその時点での高い市場金利で運用できる機会を失うことがあります。
- ・ 満期繰上の判断は必ずしも市場金利の高低のみをもとに行われるものでは

なく、市場の情勢を考慮して行われます。

手数料

- お預入れおよび満期払戻しには、手数料はかかりません。

利息

- 利払いは最大2回（中間利払日および当初満期日）行われます。

中途解約

- 原則として中途解約はできません。
- 当行がやむを得ないものと認め中途解約に応じる場合、お客さまは経過利息をお受取りいただけないほか、解約により当行に損害が生じた場合には、これをご負担いただくものとします。そのため、大きな損失が生じる（=大きく元本割れとなる）可能性があります。お申込みの際には必ず当初満期日（10年後）まで運用可能な資金にてご利用ください。
- 詳しくは、後記「中途解約（満期前解約）」の説明をご確認ください。

〔商号・住所〕 株式会社じぶん銀行 東京都中央区日本橋1-19-1

〔商品の概要〕

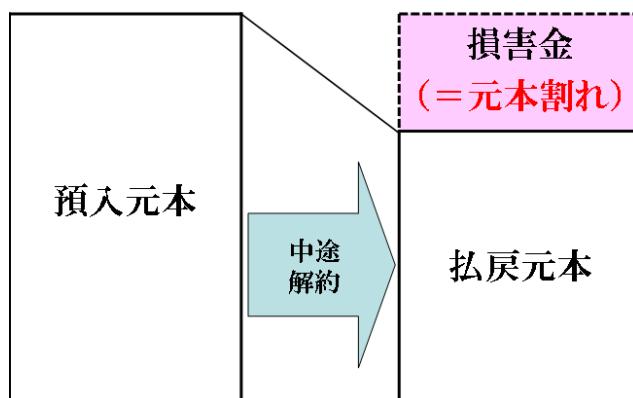
商品名	仕組預金(ステップアップ定期預金 10年)
商品概要	当行が満期の繰上を決定した場合に、預入期間が当初満期日までの10年間から繰上満期日までの5年間に短縮される特約付円定期預金です。 満期の繰上に関する決定権は当行にあります。繰上満期日の1週間前までに、繰上満期日までの満期繰上を行うかどうかについて、当行が任意に決定し、お客さまに通知いたします。満期繰上の決定は当行のみが行うことができます。 「満期繰上に関する考え方」 経済情勢の変化等により、5年後の満期繰上を決定する際の市場金利が後半金利（=6年目以降に適用される金利）よりも低い場合、満期日が繰上がる可能性が高くなります。この場合、お客さまは後半金利での運用はできなくなります。逆に5年後の満期繰上を決定する際の市場金

	<p>利が後半金利(=6年目以降に適用される金利)よりも高い場合、満期日が繰上がる可能性が低くなります。この場合、お客さまは高い市場金利で運用する機会を失うことになります。</p> <p>満期繰上の判断は必ずしも市場金利の高低のみをもとに行われるものではなく、市場の実勢を考慮して行われます。</p> <p>「満期繰上のリスク」</p> <p>～当行が満期繰上を行った場合～</p> <p>満期は5年に繰上がります。お客さまはお預入れ6年目以降、当初満期日まで適用される予定だった金利での運用ができなくなります。</p> <p>～当行が満期繰上を行わなかった場合～</p> <p>満期は当初満期の10年となります。この場合(一般的にお預入時と比べて市場金利が上昇している場合)は約定時に定められた固定金利での運用が継続されるため、その後の金利上昇メリットを享受できなくなります。</p>
預金保険制度の適用	本預金は、預金保険の対象であり、当行にお預入れいただいている円普通預金および円定期預金と合算して、元本1,000万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。ただし、本預金の利息等については、お預入れ時において、本預金と期間が最も近い通常の円定期預金に適用する金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。
ご利用いただけるお客さま	当行に円普通預金口座をお持ちで、日本国内に居住する満20歳以上70歳未満のお客さま
お預入れ (1) 預入通貨	円
(2) 預入期間	10年。ただし、満期繰上の特約により、当行がこの預金の満期の繰上を決定した場合、満期日は当初満期日(10年後)から繰上満期日(5年後)に繰上げられ、預入期間は5年となります。当行が満期繰上を行わなかった場合には、預入期間は10年となります。 自動継続の取扱いはありません。

(3)預入方法	お客さまご本人名義の円普通預金からのお預入れに限ります。 この預金は募集方式の商品です。募集の都度、当行ウェブサイトに募集条件を掲示のうえ、募集期間内にお預入れのお申込みを受付けます。なお、スマートフォンもしくはパソコンからお申込みいただけます。 お申込みは当該募集期間内であれば、撤回することができます。お預入日に当行がお申込金額を出金する時点における普通預金口座の残高がこの預金のお申込金額相当額に満たない場合、この預金のお申込みは撤回されたものとみなします。
(4)預入単位	10万円以上10万円単位となります。
払戻方法	満期繰上の有無に応じて、当初満期日または繰上満期日に一括してお客さまの円普通預金口座へ払戻します。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法	お申込時の約定金利(前半金利、後半金利)を満期日まで適用します(固定金利)。なお、前半金利と後半金利は異なります。 利払いは最大2回(中間利払日および当初満期日)行われます。 (1)満期日が当初満期日(10年後)となる場合 繰上満期日(5年後)に相当する日を中間利払日として、お預入日から繰上満期日までの期間にかかる利息を、また、当初満期日(10年後)に中間利払日から当初満期日までの期間にかかる利息を、それぞれお客さまの円普通預金口座へ入金します。 (2)満期日が繰上満期日(5年後)となる場合 お預入日から繰上満期日までの期間にかかる利息を繰上満期日に、お客さまの円普通預金口座へ入金します。
(3)計算方法	満期日が繰上満期日(5年後)となる場合は、お預入日から繰上満期日の前日までの日数について、満期日が当初満期日(10年後)となる場合は、前半利息としてお預入日から繰上満期日の前日までの日数について、また、後半利息として中間利払日から当初満期日の前日までの日数について、それぞれ付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算により算出します。1円未満の端数は切捨てます。
税金	利息には源泉分離課税20.315%(国税15.315%、地方税5%)が適用されます。 ※マル優制度の対象外です。
手数料	お預入れおよび満期払戻しについての手数料はかかりません。
中途解約(期限前解約)	原則として中途解約はできません。 当行がやむを得ないものと認め、中途解約に応じる場合、お客さまは経過利息をお受取りいただけないほか、当該解約により当行に損害が生じた場合には、損害金をご負担いただくものとします。従つて、大きな損失が生じる(=大きく元本割れとなる)可能性があります。 損害金とはお客さまが中途解約をされた場合に、中途解約日から満期日までの期間に対応する同条件の預金を当行が再構築するための費

用です。これはこの預金がデリバティブを組み込んだ商品であるため、発生するものです。

損害金は、後述する当該再構築費用と再構築取引にかかるその他諸費用(手数料含む)を、中途解約時の市場金利、市場金利の変動率等とともに当行所定の計算方法により算出し、お客さまにご負担いただくものです。この損害金をお客さまの預金元本金額から差引いた残額を当行のお客さま名義の円普通預金口座へ入金するため、結果的に大きな損失が生じる(=大きく元本割れとなる)可能性があります。お申込みの際には必ず当初満期日まで運用可能な資金にてご利用ください。なお、お客さまが中途解約を依頼される日と、解約費用を預金元本金額から差引いた残額の入金日は異なります。この場合、実際にご負担いただく損害金が中途解約の依頼に基づき試算した損害金を超えることがあります。



お客さまにご負担いただく損害金は、

- (1)適用金利と残存期間に対応する市場金利の差分
 - (2)預金期間を短縮することができる権利の価値
 - (3)新しく預金を再構築することに伴う費用(手数料含む)
- により構成されます。

お客さまにご負担いただく損害金 (内包するデリバティブを含め、この預金をご成約取引と同条件にて再構築する費用)	(1)適用金利と残存期間に 対応する市場金利の差分
	(2)預金期間を短縮する能够 する権利の価値
	(3)新しく預金を再構築すること に伴う費用(手数料含む)

特に(1)と(2)が大きな割合を占めます。それらは一般的に満期日までの期間や中途解約時の経済情勢に依存します。

お預入時の適用金利と比較して市場金利が上昇すればするほど、(1)による損害が大きくなります。かつ、満期日までの残存期間(中途

	<p>解約日から当初満期日までの期間)が長ければ長いほど、(2)による損害が大きくなります。そのため、この預金の損害金は、市場金利が上昇するほど、また、満期日までの残存期間が長いほど、高くなる傾向にあります。</p> <p>以下では、観測期間を 2000 年 4 月 1 日から 2014 年 5 月 14 日までの間とし、当行が合理的に取得できるデータを用いた一定の前提条件を元に算出した「中途解約時にお客さまに生じると想定される損害金」について、ご案内します。この預金の中途解約により生じる想定損害金額は以下の通りです。</p> <p>想定損害金額例</p> <p>ケース1:お預入直後に解約し、市場金利の変動がなかった場合 ⇒元本の約 5% の損害金をご負担いただくことが予想されます。従って、100 万円のお預入れに対しては約 5 万円の損害金を差引いて、約 95 万円が払戻しの金額となります。</p> <p>ケース2:ご解約時点における市場金利の上昇幅が、上記の観測期間における市場金利の記録等から算出した最大値になっていた場合 ⇒元本の約 17% の損害金をご負担いただくことが予想されます。従って、100 万円のお預入れに対しては約 17 万円の損害金を差引いて、約 83 万円が払戻しの金額となります。</p> <p>※市場環境や中途解約時期等によっては、上記以上の解約費用かかる場合もあります。さらに、お預入れいただいたからご解約までの経過利息についてもお受取りいただけません。</p> <p>これらの想定損害金額が、お客様の知識、経験、財産の状況および、金融商品取引契約を締結する目的に照らして、「お客様が許容できる損失額」の範囲内であるかを十分にご確認ください。</p>
お申込時のご注意点	<p>お取引条件は市場環境により変動しますので、お申込みいただく際には内容を十分にご確認ください。</p> <p>なお、市場環境の急変等により、募集期間中でも取扱いを中止する場合があります。その際に当該お預入れのお申込みをいただいているお客様には、当行より E メールにてその旨を告知いたします。また、以後の募集を中止する場合には当行ウェブサイトに掲示することで告知しますので、予めご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万が一、当行の信用状況が大きく変化した場合には、意図した経済効果が得られず、結果としてお客様に損害が発生する可能性があります。 ・金利相場状況、お取引条件等、諸々の事情で、必ずしも通常の円定期預金より有利でない可能性があります。利率条件は約定前にログイン後のお取引画面を十分にご確認ください。 ・お取引導入の最終判断は、お客様の知識、経験、財産の状況および、本取引を導入する目的に照らし、必ずお客様ご自身で行っていた

	だきますようお願ひいたします。
付加できる特約事項	ありません。
当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109、または 03-5252-3772 受付時間 平日 9:00～17:00(土・日・祝休日、および12/31～1/3を除く)
当行が対象事業者と なっている認定投資 者保護団体	ありません。
お問い合わせ先	じぶん銀行お客さまセンター 0120-926-444 〔携帯電話、スマートフォンからもご利用いただけます〕 受付時間 平日 9:00～20:00、土・日・祝休日 9:00～17:00（年中無休） ※運用のご相談は受付しておりません。

(2015年4月27日現在)